

岩槻商店会連合会規約

- 第1条 本会は岩槻商店会連合会と称する。
- 第2条 本会は岩槻区内の商店会、賛助会員、特別会員をもって組織する。
- 第3条 本会の事務局はさいたま商工会議所岩槻支所内に置く。
- 第4条 本会はさいたま商工会議所と密接なる連携を保ち、区内各商店会の連絡を図り且つ商店街の総合的発展向上に寄与することを目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1) 会員又はその構成員の共通の解決を図ること。
 - 2) 会員又はその構成員に必要な調査、研修、資料の蒐集及び指導を行うこと。
 - 3) 県外優良商業地の視察、研究及び相互連絡を行うこと。
 - 4) 会員に必要な共同事業を行うこと。
 - 5) 会員又は、その構成員のために関係官庁及び関係団体と連絡交渉に当ること。
 - 6) 本会に功績のあった会員及び役員を表彰すること。但し、細目は表彰細則による。
 - 7) その他この会の目的を達成する為に必要なこと。
- 第6条 本会に下記の役員を置く。
会長1名・副会長2名・理事 若干名・監事2名・会計2名
- 第7条 本会に顧問を置くことが出来る。
- 1) 顧問は知識経験者の中より会長之を推薦し、役員会の議を経て委嘱する。
 - 2) 顧問は会務に関し会長の諮問に応ずる。
- 第8条 役員及び顧問の任期は2カ年とする。但し重任を妨げない。補欠により選任せられた者の任期は前任者の残留期間とする。又、時期役員決定までは前任役員がその職務を行う。
- 第9条 役員は下記の方法により選任する。
- 1) 理事、監事は総会に於いて加盟商店会長が就任する。
 - 2) 理事会には代理人出席を認める。
 - 3) このほか理事の10分の1以内にて商店会長以外で知識経験者を理事会の推薦を得て理事を選任することができる。
 - 4) 会長、副会長は理事の互選に依りて決定する。
 - 5) 会計と監事は会長が選任し、理事会の承認を経て就任する。
- 第10条 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
- 1) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理し、会長欠員の時はその職務を行う。
 - 2) 理事は本会の常務を執行し、事業計画の作成等を担当する。
 - 3) 監事は本会の会計を監査する。
 - 4) 会計は本会の会計を担当する。
- 第11条 会議は総会、理事会、部会の三種とする。
- 1) 総会は、本会の役員及び加盟商店より選出された代議員によって組織する。

- 2) 代議員は、商店会会員10名につき1名とする。(但し会員数の端数は四捨五入して算入して計算する。)
 - 3) 理事会は第6条の役員によって組織する。
 - 4) 部会は本会役員及び加盟商店会役員により役員会が推薦し本人の同意を得て組織する。
 - 5) 顧問は会長の求めにより会に出席し、意見を述べる事が出来る。
- 第12条 会議は会長が召集し議長は会員の中より選出する。
1) 会議の議事は出席者の過半数をもって決する。
2) 可否同数なるときは議長が之を決する。
- 第13条 総会は毎年一回6月末日迄に開催し、必要によって臨時に開くことができる。
- 第14条 総会に於いては次の事項を審議する。
1) 収支決算、事業報告の承認、収支予算、事業計画の決定
2) 本規約の変更、諸規定の制定及び改廃
3) 役員承認
4) その他特に必要な事項
- 第15条 理事会は会長が必要と認める時に随時之を開き、本会の重要事項を審議する。
- 第16条 部会は、総務・事業の二部会にし、必要があるときは理事会の議を経てそれぞれの事業適切なる企画運営を図る。
- 第17条 本会の経費は会費その他の収支をもって之に充てる。
- 第18条 理事会の議事録署名人は出席理事の中から会長が指名し、署名捺印して管する。又会員はいつでも議事録を閲覧できる。
- 第19条 会費の額は毎年度総会に於いて之を決する。
- 第20条 本会の解散は総会に於いて加盟商店会代議員の三分の一以上出席し、その四分の三の同意によって之を決する
- 第21条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第22条 本会の事務を処理するため事務局を設ける事が出来る。事務局には局長のほか必要なる職員を置く。

昭和52年4月1日より施行する
平成9年6月17日一部改正する
平成17年6月2日一部改正する
平成18年5月29日一部改正する
平成21年6月1日一部改正する
平成27年5月26日一部改正する